

法人税の額から控除される特別控除額に関する
明細書

事業 年 度	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

法人税額超過額の計算				
当期税額控除可能額	1	(37の①) 円	法人税の額から控除される特別控除額 (1)と(2)又は(3)のうち少ない金額	4
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	2		法人税額超過額 (1)－(4)	5
当期税額基準額 (2) × $\frac{90}{100}$	3			

法人税額超過構成額の明細				
措法第42条の13第1項 各号の該当号等		当期税額控除可能額		法人税額超過構成額
		①		②
第1号	前期繰越分計	6	別表六(二十四)付表「5の①」 円	別表六(二十四)付表「5の②」 円
		7	別表六(二十四)付表「6の①」	別表六(二十四)付表「6の②」
	当期分	8	別表六(六)「9」	
		9	別表六(六)「16」	
第2号	前期繰越分計	10	別表六(二十四)付表「9の①」	別表六(二十四)付表「9の②」
	当期分	11	別表六(七)「5」	
第3号	当期分	12	別表六(八)「20」	
第4号	前期繰越分計	13	別表六(二十四)付表「12の①」	別表六(二十四)付表「12の②」
	当期分	14	別表六(十一)「15」	
第5号	前期繰越分計	15	別表六(二十四)付表「15の①」	別表六(二十四)付表「15の②」
	当期分	16	別表六(十二)「14」	
		17	別表六(十二)「20」	
第6号	前期繰越分計	18	別表六(二十四)付表「20の①」	別表六(二十四)付表「20の②」
	当期分	19	別表六(十三)「16」	
第7号	前期繰越分計	20	別表六(二十四)付表「23の①」	別表六(二十四)付表「23の②」
	当期分	21	別表六(十五)「17」	
第8号	前期繰越分計	22	別表六(二十四)付表「26の①」	別表六(二十四)付表「26の②」
	当期分	23	別表六(十六)「17」	
第9号	当期分	24	別表六(十七)「13」	
第10号	当期分	25	別表六(十八)「14」	
第11号	前期繰越分計	26	別表六(二十四)付表「29の①」	別表六(二十四)付表「29の②」
	当期分	27	別表六(十九)「14」	
第12号	当期分	28	別表六(二十)「11」	
第13号	当期分	29	別表六(二十一)「19」	
平成24年改正前の第7号	前期繰越分計	30	別表六(二十四)付表「34の①」	別表六(二十四)付表「34の②」
	当期分	31	別表六(十四)「14」	
平成23年12月改正前の第4号	前期繰越分計	32	別表六(二十四)付表「37の①」	別表六(二十四)付表「37の②」
	当期分	33	別表六(十)「15」	
震災特例法第17条の2第2項若しくは第3項、第17条の2の2第2項若しくは第3項又は第17条の2の3第2項若しくは第3項	前期繰越分計	34	別表六(二十四)付表「42の①」	別表六(二十四)付表「42の②」
	当期分	35	別表六(二十二)「16」	
震災特例法第17条の3第1項、第17条の3の2第1項又は第17条の3の3第1項	当期分	36	別表六(二十三)「10」	
合 計		37		(5)

別表六（二十四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（平成26年改正法附則第82条第4項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定、平成24年改正法附則第23条（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定、平成23年12月改正法附則第63条第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合があります。）又は平成26年改正前の措置法（以下「平成26年旧措置法」といいます。）第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（平成26年改正法附則第82条第4項の規定、平成26年改正前の平成24年改正法附則23条（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定、平成26年改正前の平成23年12月改正法附則第63条第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定又は平成26年改正前の震災特例法第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「当期税額基準額3」は、平成26年4月1日に開始した事業年度にあつては、記載を要しません。
- 3 「法人税の額から控除される特別控除額⁴」は、平成（(1)と(2)又は(3)のうち少ない金額⁴」は、平成26年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「(2)又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は(3)」を消します。
- 4 「法人税額超過構成額②」の各欄には、「法人税額超過額5」に記載された金額が措置法第42条の13第1項に規定する控除可能期間の最も長いものから順次成るものとした場合に同項又は平成26年旧措置法第42条の13第1項に規定する法人税額超過額を構成する部分の金額を記載します。
- 5 「平成24年改正前の第7号」の各欄は、平成24年改正法附則第22条第1項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正前の措置法第42条の10第2項又は第3項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 6 「平成23年12月改正前の第4号」の各欄は、平成23年12月改正法附則第55条（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正前の措置法第42条の5第2項又は第3項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。